

議案第 30 号

四万十町奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

四万十町奨学金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 3 月 6 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町奨学金貸付条例の一部を改正する条例

四万十町奨学金貸付条例（平成18年四万十町条例第51号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。